

化学物質審議会安全対策部会小委員会の廃止について（案）

平成 25 年 7 月 19 日
化学物質審議会

化学物質審議会安全対策部会に設置されている以下の2つの小委員会を廃止する。

なお、廃止する小委員会が行っていた審議事項は、今後、安全対策部会において審議することとする。

<廃止する小委員会>

安全対策小委員会

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（以下、「化審法」という。）の第二種特定化学物質及び監視化学物質に係る法律上の措置に必要な化学物質の特定、リスク評価手法等の検討。

これまでに8回（うち2回は書面審議）開催し、化審法規制対象物質の管理状況について審議。特定化学物質及び監視化学物質について運用の状況等を報告し、環境省が実施した化学物質実態調査の結果をもとに当該物質における環境残留の現況等を踏まえ、現状の管理状況で問題なく、引き続き化審法に基づく管理（監視）を続けることで了承された。

最終開催は平成21年6月。

評価手法検討小委員会

改正後の化審法におけるスクリーニング評価、リスク評価の具体的手法について検討。

平成22年8月に本委員会を設置し、これまでに5回開催したところ、スクリーニング評価（優先的に安全性の評価を行う物質を絞り込む）及びリスク評価（規制の必要がある化学物質を、詳細なデータを用いて抽出する。）の具体的手法について審議した。スクリーニング評価については、平成23年1月に、パブリックコメントを経て、とりまとめを行った。リスク評価の具体的手法については、平成24年2月にパブリックコメントを経て、とりまとめを行った。

最終開催日は平成23年9月。